

特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組(イメージ)

国会

年に一度、情報保全諮問会議の意見を付して、
運用状況を報告(19条)

行政

内閣総理大臣

内閣官房
⇒ 特定秘密保護法に関する基本的方針や
運用基準に関する企画立案や総合調整を行う
(仮称) 保全監視委員会
(官房長官をヘッドにインテリジェンス
コミュニティの事務次官級を中核に構成)

内閣府
(仮称) 独立公文書管理監
(審議官級)
↓
(仮称) 情報保全監察室
(将来的に局に格上げ・20名程度の
体制を確保)

運用基準に基づき、
行政各部を指揮監督
(18条4項)

秘密の指定や解除等
をチェック
(18条4項)

指定・解除の適否等を検証・監察、
行政文書の管理・廃棄を検証・監察
(附則9条)

各行政機関

運用基準の策定や変更時に
意見聴取(18条2項)・
年に1回運用状況を報告(18条3項)

意見
(18条2項・
3項)

情報保全諮問会議
(情報保護・情報公開・公文書管理等
の専門家で構成)

- 【所掌事務】
- ① 特定秘密を指定できる行政機関の
限定について意見を述べること
 - ② 運用基準の策定・変更の際に意見を
述べること
 - ③ 特定秘密の指定・解除及び適性評価
の実施の状況について内閣総理大臣
の報告を受けること。
 - ④ 特定秘密の指定・解除及び適性評価
の実施の状況の国会報告に当たり、
意見を述べること。